



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤				岡林

7高医政第590号
令和7年8月5日

一般社団法人 高知県医師会 会長 様

高知県健康政策部医療政策課長

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について（通知）

平素は本県の医療行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から件名のことについて通知がありましたのでお知らせします。

内容につきましては、下記のとおり当課ホームページに掲載しておりますので、貴会会員への周知についてご協力をよろしくお願いいたします。

記

【医療政策課ホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018042500158/>

【医療政策課ホームページ掲載内容】

- 「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について
(令和7年7月22日付け厚生労働省医政局長通知)

高知県健康政策部医療政策課

担当 津田、公文

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9749

FAX 088-823-9137

Email 131301@ken.pref.kochi.lg.jp

医政発 0722 第 2 号
令和 7 年 7 月 22 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について

病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについては「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」(平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号厚生労働省医政局長通知。以下「取扱通知」という。)等に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

令和 7 年 3 月 25 日に「医療法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 7 年厚生労働省令第 21 号。以下「改正省令」という。)が公布・施行され、改正省令の趣旨については「医療法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和 7 年 3 月 25 日付け医政発 0325 第 17 号厚生労働省医政局長通知。以下「公布通知」という。)において周知しているところです。

今般、公布通知において、追って通知する予定としていた、診療用放射性同位元素使用器具の使用に当たり留意すべき事項について、別添の新旧対照表のとおり取扱通知を本日付けで改正することとしたため、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下の関係医療機関等に周知方お願いします。

なお、新旧対照表中の「関係学会等が作成するガイドライン」については、作成され次第、追って周知する予定です。